令和元年度第5回 PFI検討委員会資料

みやぎ型管理運営方式 優先交渉権者選定基準に関する検討事項

令和2年2月18日

優先交渉権者選定基準の構成

- 第1. 優先交渉権者選定基準の位置づけ及び考え方
- 第2. 優先交渉権者選定の方法
- 第3. 審査の手順
- 第4. 第一次審査
- 第5. 第二次審查
- 第6. 優先交渉権者等の選定
- 別紙1 提案項目ごとの評価基準及び留意事項

第4回委員会の意見を踏まえた対応(1/3)

事業者に期待するイノベーションについて

- 「1.2評価の基本的な考え方」を新たに追加し、以下の文章を記載。 県は、将来にわたって安全・安心な水の安定的な供給及び汚水の安定的な処理 のみならず、民間事業者における新技術の開発・導入、創意工夫といったイノベー ションにより、効率的かつ効果的な新たな運営方法を確立するとともに県民等及び 地域に対して新たな価値を創出し、加えてその知見及び知識の活用が全国の課題 解決の一つのモデルとなることを期待している。このため、これらの実現が期待できる 提案を高く評価するものとする。
- 本方針を踏まえ、評価基準において、民間事業者の創意工夫やイノベーションの提案を評価できる内容としている。
- 改築・修繕等についてイノベーションが期待 されており、配点は更新投資の推計額を 基準に設定している。

事業	更新投資の推計額	割合
水道用水供事業	442億円	56%
工業用水道事業	51億円	7%
流域下水道事業	292億円	37%
合計	785億円	100%

第4回委員会の意見を踏まえた対応(2/3)

任意事業の提案及び評価について

- 任意事業の提案を妨げないが、評価は行わない。理由としては、以下のとおり。
 - 任意事業に配点することで、応募者は任意事業の提案をせざるを得なくなる。
 - 提案書は実施契約の一部を構成するため、提案した内容について応募者は実施義務を負う (提案した任意事業の実施が行われない場合を想定して、違約金の設定もせざるを得ない)。
 - 応募者は、提案した任意事業の実施義務を負うことから、<u>応募者がリスクを取った事業(新技</u>術の開発、イノベーションなど)の提案を避ける恐れがある。

第4回委員会の意見を踏まえた対応(3/3)

現状の配点では点差が付きにくいのではないかとの指摘について

掛け率の考え方として、「標準」は、現行体制程度を要求水準とし、最低限超えるべきものであることから、0.6を設定している。この掛け率を基に、良を0.8、優を1.0と差を設けて、掛け率を設定した。

環境に関する提案について

環境負荷低減に関する施策については、6.改築・修繕等の項目で提案を受け付けることとし、項目全体の配点も大きくした(40点→46点)。

コンソーシアム構成員及びSPCの財務体力の評価について

• 応募企業及び代表企業の資本金を参加資格要件としているとともに、「9.事業継続措置」にて、SPCによる事業継続が困難となった場合の対応により、評価する。

審査の方法

	審査の内容	県の役割	委員会の役割
第一次審査	応募者の提出書類の不備の有無を確認すると ともに、①応募企業又はコンソーシアム構成員に 求められる実績要件、②応募企業又は代表企 業に求められる要件の確認を行う。	応募者の参加資格 要件の充足を確認し、 結果を委員会に報告 する。	_
第二次審査	各提案項目について、評価基準を基に審査を 行う。評価は「標準」、「良」、「優」とし、それぞれ に応じた係数を配点に乗じることで得点を算出 する。なお、標準未満は失格とする。	標準未満の評価となる る提案の有無を確認 し、委員会に報告する。	第二次審査参加者 が提出した提案審査 書類及びプレゼンテー ションを基に審査を行 い、第二次審査結果 を県に報告する。

<評価の考え方>

評価					
標準	最低限満たすべき基準。提案項目のうち、 <u>一つでも「標準」を満たさない応募者は失格</u> とする。	配点×0.6			
良	「標準」を満たし、かつ「良」の基準を満たす。	配点×0.8			
優	「標準」及び「良」の基準を満たし、かつ「優」の基準を満たす。なお、「良」の評価に該当する応募者が複数いる場合において、提案内容を相対的に比較し、「優」とすることも可。	配点×1.0			

- 第二次審査結果を受け、県は、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。
- 公平性の観点から、提案書類では、応募者の名称及び名称を類推できる記載は認めない。

提案項目及び配点

[200点満点]

=	全体事業方針・ 水質管理・運転管理 実施体制等 ・保守点検 26点 44点		改築·修繕等 46点			セルフモニタリング・危機管理 地域 ・事業継続措置 貢献 運営 34点 10点	運営権者収受額 40点				
配点					配点						
1.	全体事業方針		6			6.	. 改築・修繕等				
	1-1 本事業等の全体方針	3		6	6			6-1 改築・修繕方針	4		
	1-2 9個別事業ごとの現状分析, 課題整理及び対応策 (1×3=3点)	3					6-2 上水の改築・修繕 6-3 丁水の改築・修繕	14 6	46	46	
2.	2. 事業実施体制					6-4 下水の改築・修繕	10	40	46		
	2-1 役割分担及び機関設計	3									
	2-2 9個別事業の遂行能力	3	11	26			6-5 下水道事業に係る改築費用	7			
	2-3 人員確保の確実性	3				6-6 健全度評価 7. セルフモニタリング		5			
	2-4 応募企業又はコンソーシアム構成員の実績	2									
2	収支計画・資金調達方法		9			7-1 セルフモニタリング体制等	5	8	-		
ا ا	3-1 収支計画	6					7-2 情報公開	3			
		+ -				8.	. 危機管理				
_	3-2 資金調達方法	3				8-1災害時における対応	5	10	34		
4. 水質管理						8-2事故時における対応		10	34		
	4-1 上水の水質管理		22				8-3保安対策	2			
	4-2 工水の水質管理	4				9.	. 事業継続措置			1	
	4-3 下水の水質管理	8		44			9-1 事業継続性を確保するための対応策	8	16		
5.	5. 運転管理・保守点検			44			9-2 事業継続が困難となった場合における移行方法	8			
	5-1 上水の運転管理及び保守点検	8	22			10	. 地域貢献				
	5-2 工水の運転管理及び保守点検	6					10-1 地域経済に対する取組	7	10	10	
	5-3 下水の運転管理及び保守点検	8					10-2 県民等の理解醸成方針・施策	3			
			•		-	11	. 運営権者提案額				
							11-1 運営権者提案額	40	40	40	